

# 適正な料金水準の確保 (利用者料金規制) について

---

2016年10月14日  
総務省  
総合通信基盤局

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、非規制。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害しているときは、**料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。**

## 基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）  
公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）  
光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

## 具体的な規制内容

契約約款を作成し、  
総務大臣に届出

## 指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線  
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、  
総務大臣に届出

## 特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスキャップ規制の  
対象

# 電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み(概要図)

- 競争事業者及びNTT東日本・西日本の具体的役務について、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務に該当するものを整理すると以下のとおり。
- NTT東日本・西日本の加入電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)については、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務の全てに該当すると整理されており、NTT東日本・西日本の加入電話(市内通話、県内市外通話等)については、指定電気通信役務、特定電気通信役務に該当すると整理されている。

## 全ての電気通信役務

### 競争事業者

#### 競争事業者の

- ・ 電話(通話等)
- ・ FTTH
- ・ ADSL
- ・ ISDN電話
- ・ 専用サービス
- ・ IP電話(0AB～JIP電話<sup>※1</sup>及び050IP電話)  
※1 基礎的電気通信役務に該当するものを除く。
- ・ 携帯電話、PHS、インターネット接続サービス 等

#### 基礎的電気通信役務(契約約款届出対象役務)

(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務)

#### 競争事業者の

- ・ 電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- ・ 加入電話に相当する0AB～JIP電話(加入者回線アクセス、緊急通報)  
(加入電話の提供者の0AB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

#### 指定電気通信役務(保障契約約款の届出対象)

(一種指定事業者が、一種指定設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務)

#### NTT東西の

- ・ FTTH <フレッツ光>
- ・ 専用サービス <一般専用サービス 等>
- ・ 0AB～JIP電話 <ひかり電話><sup>※2</sup>
- ・ その他 <フレッツISDN 等>

※2 基礎的電気通信役務に該当するものを除く。

#### NTT東西の

- ・ その他 <フレッツADSL 等>

#### NTT東西の

- ・ 加入電話に相当する0AB～JIP電話(加入者回線アクセス、緊急通報)  
(加入電話の提供者の0AB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの)

#### NTT東西の

- ・ 加入電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
- ・ 第一種公衆電話(市内通話、離島特例通話、緊急通報)

#### 特定電気通信役務(プライスカップ規制の対象)

(指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

#### NTT東西の

- ・ 加入電話(市内通話、県内市外通話等)
- ・ ISDN電話(加入者回線アクセス、市内通信、県内市外通信等)
- ・ 公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

### NTT東日本・西日本

# プライスカップ規制の概要

- 2000年10月から、NTT東日本・西日本の提供する指定電気通信役務のうち、**利用者の利益に及ぼす影響が大きく、国民生活・経済に必要不可欠なサービス**(加入電話、ISDN電話等)を特定電気通信役務とし、**プライスカップ規制を導入**。
- プライスカップ規制は、**料金水準の上限(基準料金指数)**を定めることにより、NTT東日本・西日本に**経営効率化努力のインセンティブ**を付与しつつ、**料金の低廉化**を目的とし、**基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要**。

## 1 プライスカップ規制の趣旨

- ・ 電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、**NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移**してきた。
- ・ こうした状況に鑑み、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、**利用者の利益に及ぼす影響が大きく、国民生活・経済に必要不可欠なサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、2000年10月からプライスカップ規制を導入した。**

## 2 プライスカップ対象サービスの料金設定

- ・ NTT東日本・西日本の実際の料金指数が、種別ごとに、**基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能**。
- ・ **基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要**。

種別(バスケット)	主な具体的料金	料金指数の推移(左:実際料金指数※/右:基準料金指数)			
		2000年4月 (料金基準時)	2001年10月 (市内通話料値下)	2005年10月 (基本料・施設設置 負担金値下)	2016年10月 (現在)
音声伝送 バスケット	加入電話・ISDN電話(市内、県内市外通話料等) 公衆電話(通話料)、番号案内料 等	東:100.0/100.0 西:100.0/100.0	東: 92.9/95.5 西: 93.0/95.5	東: 85.9/92.7 西: 86.4/92.7	東: 86.7/94.6 西: 88.2/94.6
加入者回線 サブバスケット	加入電話・ISDN電話(基本料、施設設置負担金) 等	東:100.0/100.0 西:100.0/100.0	東:100.0/100.0 西:100.0/100.0	東:95.8/100.0 西:96.1/100.0	東:95.1/102.1 西:95.5/102.1

※実際の料金や供給量等に基づいて算定された料金指数

提案募集やヒアリングの結果、これまでの検討経緯等を踏まえ、「適正な料金水準の確保(利用者料金規制)」について、検討の視点を以下のとおり整理。

- NTT東日本・西日本が提供する指定電気通信役務のうち、「その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの」の料金については、特定電気通信役務として、プライスカップ規制(上限価格方式規制)が適用される(電気通信事業法第21条)。現在、「加入電話」「ISDN」「公衆電話」の料金が対象となっている。
- NTT東日本・西日本が提供する加入電話はIP網への移行に伴い2025年には提供されなくなることとなるが、昨年11月のNTTの公表資料によれば、今後暫定的に提供されるメタルIP電話は、現在の加入電話と同様のサービスで、加入電話と比べて固定電話の音声役務の提供手段としての性格は変わらず、利用者にとってそのサービス内容に大きな違いはないと考えられる。このため、現在の固定電話の利用状況から大きな変化がない限り、その重要性は変わらないと考えられる。こうした点を踏まえ、加入電話に代わり暫定的に提供されるメタルIP電話を特定電気通信役務として位置づけ、現行の加入電話と同等の利用者料金規制(プライスカップ規制等)を課すこととしてよいか(ISDNや公衆電話についても同様)。
- また、音声役務の提供手段として加入電話とサービス内容に大きな違いがなく、加入電話の移行先として今後も契約数の増加が見込まれる光IP電話についても、利用者利益の影響を踏まえつつ、メタルIP電話とともに、現行の加入電話と同じく特定電気通信役務の対象として、プライスカップ規制を課すことについて検討が必要ではないか。
- なお、光IP電話については、ブロードバンド(FTTH)契約に重畳して提供されるサービスであり、光IP電話について利用者料金規制を課す場合には、サービスのベースとなっているブロードバンド(FTTH)サービスについても特定電気通信役務の対象としてプライスカップ規制を課すことについて、あわせて検討が必要ではないか。

## 主な意見

※「固定電話網の円滑な移行の在り方に関する提案募集」(本年2月10日～3月10日)に寄せられた主な意見及び電話網移行円滑化委員会ヒアリング(本年4月14日～5月13日)を踏まえた事業者等・団体への質問に対する主な回答

- より便利で多様な音声通話手段の利用が拡大する等、音声通話市場は固定、モバイルの垣根を越え、通話アプリ等も含めた競争市場となっており、こうしたマーケットの変化により、「固定電話」は今後とも縮小していくものと見込まれる。こうした中、現在でもNTT東西の「固定電話」は赤字となっており、引き続きコスト削減に努めていくものの、劇的に収支改善を図っていくことは難しい状況。このような先々の状況を踏まえると、**「固定電話」については、事業者間の競争を促進するフェーズから、社会インフラの一つとして、引き続き「固定電話」を利用するお客様にできる限り負担をかけずに、いかに維持していくかというフェーズに移行していくことになると考える**(NTT)。
- 音声通話市場は固定、モバイルの垣根を越え、通話アプリ等も含めた競争市場となっており、**市場メカニズムによる価格形成が十分に機能していることから、NTT東西の「固定電話」にプライスカップ規制を課す必要はない**。光IP電話を含め、ブロードバンドについても、既に競争が十分進展しており、**プライスカップ規制等の利用者料金規制を課す必要はない**(NTT)。
- NTTは、メタル回線を残してPSTNをIP網へ移行するとしており、利用者から見た場合の固定電話サービスの提供形態に変化はないため、**移行後の「メタルIP電話」にも引き続きプライスカップ規制を適用すべき**。PSTNのIP網への移行後の電気通信市場を想定すると、新たな「メタルIP電話」と同じNGN上で提供される「光IP電話」の契約が拡大していくことが予想されるため、**「光IP電話」について、プライスカップ規制の対象に加えることも含めて規制対象とすることを検討すべき**。「光IP電話」の利用の前提が「ブロードバンド」となっていることに鑑みれば、**プライスカップ規制の対象をNTT東・西のFTTHサービスに拡大することを検討すべき**(KDDI)。
- 現行のプライスカップ規制の対象を見直す場合は、接続料が利用者料金と逆転する可能性も十分考慮して、接続料も含めた対応を検討することが必要。**メタルIP電話と光IP電話は同一のコアネットワーク上(NGN上)で提供されるOABJ IP電話であり、一体として整理すべき**と考える(SB)。
- 基本料に関してはユニバーサルサービス料とも関連することから、プライスカップ規制の対象を維持あるいは対象外とすることについては、利用者利益の確保を念頭に入れつつ、慎重に検討すべき(楽天コム)。
- **プライスカップ規制については、メタルIP電話と光IP電話とを分けて検討すべき**(TOHKnet)。